

第三百三十一号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二設備使用料の部大島空港ベルトコンベヤーの項の次に次のように加える。

大島空港けん引装置	一時間	五百円
大島空港給油設備	一月	八万九千二百円

別表第二備考三を同表備考四とし、同表備考二を同表備考三とし、同表備考一の次に次のように加える。

二 使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間に切り上げる。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（提案理由）

大島空港けん引装置及び大島空港給油設備の設置に伴い、設備使用料に係る規定を改める必要がある。